日中国交正常化40周年を迎えて

駐中華人民共和国日本国特命全権大使

に p う いちろう 丹羽 宇一郎



1972年の日中国交正常化から40周年となる2012年は、中国の指導者が交代する年にも当たります。急速な経済発展を実現してきた中国経済も、さまざまな問題を抱え、新指導者はこうした問題にどのように取り組んでいくのか、が問われることになります。そこで本稿では、最近の中国経済の状況をご紹介しつつ、国交正常化40周年を迎えた日中経済とその関係強化に向けた取り組み等について述べたいと思います。

1. 最近の中国経済情勢

いわゆるリーマン・ショック後も、4 兆元の景気刺激策等を通じて政府による投資で経済を下支えした中国は、2010年に2007年以来となる2 桁成長を実現し、2011年の名目GDPは約47兆元(実質 GDPは前年比9.2%増)に至っています。こうした順調な経済成長の一方で、急激な投資の増大が招いた不動産価格の高騰やインフレ等に対して、マクロ経済政策上の対応が求められることとなるとともに、格差の是正、環境問題等は依然として大きな課題となっています。

2012年3月5日、第11期全国人民代表大会第5回会議において温家宝総理が発表した「政府活動報告」は、そうした問題も認識しつつ、2012年のGDP成長率を7.5%とすることや、消費者物価の上昇率を4%前後に抑制すること、輸出入総額の伸び率を10%前後とすること等を主要目標とし、「安定を保

ちながら経済の発展を求め」、積極的な財政 政策と穏健な金融政策の継続ならびに状況に 応じた適時かつ適切な予防的調整および微調 整等を行っていくことをうたいました。また、 同報告は、経済の安定成長と物価の安定、経 済構造の調整、民生分野の優先等をうまく結 び付けなければならないことを指摘しつつ、 2012年の主要任務として、内需の拡大およ び投資構造の合理化による「経済の安定した より速い発展」を目指すことを最初に掲げて います。

最近の欧州危機をはじめとする世界経済情 勢および2012年秋に新指導者を選出する党 大会を控えていることなどから、こうした中 国政府の安定成長志向は強まっています。5 月23日、温総理主催の国務院常務会議は、 中国経済の下振れリスク拡大を認識し、経済 の安定したより速い発展の維持、経済構造の 調整およびインフレ期待の管理の関係を正確 に処理し、「安定した成長」をより重要なも のとして位置付けなければならない旨表明し ました。6月1日には、こうした中国政府の 懸念を裏付けるように、景気の先行きを占う 5月の購買担当者指数 (PMI) が、6ヵ月ぶ りに2.9 ポイント下落して50.4%となり、好 不況を判断する境界である50%に肉薄する 状況となっています。

こうした状況に対し、中国政府は、6月7日に人民元預貸金基準金利の引き下げを決定する等、景気に配慮した対策も講じており、

今後中国政府が「安定成長」実現に向けさら なる対策を講じていくのか、引き続き注視が 必要な状況です。

2. 国交正常化40周年を迎えた日中経済

中国は日本の最大の貿易パートナーです。 国交正常化の1972年にはわずか11億ドルで あった日中貿易は、2011年には3,449億ドル となり、中国にとっても日本は米国に次ぐ第 2位の貿易相手国です。また、2011年の日本 の対中直接投資は前年比49.6%の63.5億ドル となり、同年の中国への外国直接投資全体が 前年比9.7%にとどまる中で大きな伸びを示 しています。日中間のビジネス関係は、両国 関係の基盤となっています。

2011年12月に野田総理が訪中された際、 6つのイニシアティブが発表され、その中でも、 互恵的経済関係をさらに強化していくことが 強調されています。具体的には、日中両国の 金融市場発展に向けた協力の強化(①日中間 の貿易等での両国通貨の利用促進、②円・人 民元直接交換市場の発展支援、③両国通貨建 て債券市場の発展支援、④海外市場での両国 通貨建て金融商品・サービスの民間部門によ る発展促進等)、東日本大震災後の協力(日本 産食品等の輸入規制緩和に向けた協議、中国 人に対する渡航自粛勧告解除に向けた要請、 復興支援・貿易投資視察団の派遣)、社会保 障協定の早期締結に向けた協議の加速、そし て日中韓投資協定の早期締結ならびに日中 韓 FTA の早期交渉開始などが盛り込まれま した。

このイニシアティブを受け、5月の日中韓 サミットで3ヵ国は日中韓投資協定に署名す るとともに、日中韓FTAの年内交渉開始で 合意しました。この日中韓投資協定は、3ヵ 国で初となる経済分野での法的枠組みである と同時に、知的財産権や公正衡平な待遇、投 資家と締約国間の紛争解決(ISDS)手続き、 送金の自由、一定の技術移転要求の禁止に関し規定が設けられ、1988年署名の日中投資協定の保護水準をより高めるものとなっています。日中韓FTAについては、3国間の貿易・投資を促進するのみならず、わが国が実現を目指しているアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現に寄与する重要な地域的取り組みの1つであると認識しており、2011年末の日中韓FTA共同研究報告書も提言している通り、わが国としては高いレベルのFTAを目指して努力していく考えです。

また、6月1日には、2011年12月の合意 事項の1つである、円と人民元の直接取引が 始まりました。これは米ドル以外の主要国通 貨との間で初めて行われる元の直接交換であ り、第三国通貨を介さずに取引を行うことで、 取引コストの低下や金融機関の決済リスク低 減が期待されます。現時点(6月18日時点) で直接取引導入の効果を判断することは時期 尚早ですが、北京においても、直接取引の開 始は両国間の貿易・投資の拡大、国際金融市 場における両国通貨の影響力向上につながる といった、積極的な評価が多く見られます。

この他、2012年は「日中国民交流友好年~新たな出会い、心の絆~」をテーマとして、両国の交流拡大、相互理解の増進を目的に一連の記念事業を実施しています(実行委員会HP:http://jca40.org/)。皆さまのご協力とご支援をお願いいたします。

3. 終わりに

以上紹介してきました通り、日中両国では 互恵的経済関係のグレードアップ等を通じ て、戦略的互恵関係の一層の深化に取り組ん でいます。外交の最前線に立つ自分として、 40年を経て大きく発展してきた両国関係の 一層の発展のために、引き続きさまざまな課 題に取り組む考えです。皆さまのご協力、ご 支援をお願い申し上げます。